申請者様へ　省エネ完了検査のご案内

建築物省エネ法第 11 条第 1 項が建築基準関係規定とみなされたことに伴い、建築基準法に基づく完了検査時に、省エネ適合性判定に要した図書通りに施工されていることを、書類検査および現場検査により確認させて頂きます。

表 1 省エネ基準に係る完了検査に関係する図書等で**完了検査申請時に提出**いただく書類

■完了検査申請書 ・ 第二面　【4. 工事監理者】　【ト. 工事と照合した設計図書】欄に、確認申請に係る設計図書の他、省エネ適判に要した設計図書が記載されていること。 ・第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】※省エネ内容で変更の際に、ルートＡ・Ｂ・Ｃの変更が有った旨を明示。
■省エネ基準に係る工事監理の実施状況に関する報告書 ・省エネ基準工事監理報告書　**（2 部）**
■省エネ適判に要した図書 ・省エネ適判の副本
■建築物省エネ法上の軽微な変更を実施している場合 ・軽微な変更説明書 を提出　**（2 部）** ※ルート C の際は、**軽微変更該当証明書（※注 1）** の写しを添えて提出 ・軽微変更該当証明書に係る図書

表 2 省エネ基準に係る完了検査に関係する図書等で**検査時に現場で確認する**書類

■「省エネ基準工事監理報告書」を補完する資料 ・建材の性能や設備の能力について確認できる書類 納入仕様書・性能証明書類（JIS 製品認証書等の第三者認証書・自己適合宣言書）等の工事監理者が確認した書類

省エネ計画に変更がある場合は、 省エネ法に係る 「計画変更」 および 「軽微な変更ルート A・B・C」の変更の内容により提出書類や手続きが異なりますので、お早めにご相談ください。

※　軽微な変更ルート A・B の際は、完了検査書類提出の際にあわせて提出をお願いします。変更について、書類検査及び現場検査により確認させて頂きます。

（※注 1）ルート C については「軽微変更該当証明書」の交付後、完了検査の受付となります。

沖縄建築確認検査センター㈱